

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年11月1日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月1日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

では、前から2番目、お願いします。

○記者 鹿児島テレビのワカマツと申します。よろしく申し上げます。

薩摩川内の川内原発1、2号機の認可についてお伺いいたします。大体1年を超える審査が終えられまして、認可されました。1年審査を振り返って所感をお願いできますでしょうか。

○山中委員長 九州電力川内原子力発電所1、2号機の運転延長の認可申請に対する審査でございますけれども、高経年化に関する劣化についての技術的な新しい論点というのは特になかったというふうに聞いております。ではございますけれども、慎重に1年間審査をさせていただいて、本日の委員会で許可(※1)をすることができたというふうに受け止めております。

○記者 地元の同意についてちょっとお伺いたくて、現在の法令上は地元の同意というのは必要ない状況にあると思うのです。そんな中で原子力規制委員会の認可が出たところで、これからまた地元のほうで同意を得ていくような形になるかとは思いますが、この地元の同意について委員長のほうではどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 今回の運転延長の審査につきましては、科学的、技術的な論点からしっかりと審査をしてきたというふうに考えております。地元の皆様から対話についての御依頼があれば、ぜひ伺って、規制当局としての御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○記者 もう一点、政府のほうは再来年ですかね、60年を超える運転延長を可能にする法案の制度を新たに施行されると思うのですが、これについて当然その地元の同意がどうなるのかというのは非常に悩ましいところで、もちろん法令上はどうなるのかというのは今の段階では分からないとは思いますが、委員長としてはその地元の同意というものについて、次のその法制度に組込むお考えというのは今の時点でございますでしょうか。

○山中委員長 我々規制当局として、高経年化した原子力発電所の審査について果たすべき役割というのは運転期間がどうなっても原子炉が基準を満たしている限り安全に運転ができるということを、審査の中で確認をしていくというのが私どもの務めだというふうに思っております。

その中で地元との対話ということも、私、大事だというふうには認識しておりますので、そのような依頼があれば規制に関する御説明等については丁寧にしてまいりたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。結局何が言いたいかといいますと、地元の同意というのが地元で運転を止める権限はないということなのです、今の時点では、現状では。

ただ再稼働の場合は、地元の同意が必ず必要であったと、高経年化して60年以上運転も可能になる中で、地元の同意が、現状では道義上が必要であっても、法令上は必要ない状況にあるわけなのです。そういう状況を委員長はどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 これは繰り返しになりますけれども、地元との対話というのは非常に大切だとは思っておりますけれども、我々の務めとしては、やはり科学的、技術的に判断をなすことというのが大事であって、運転期間がどういうふうな期間になろうとも、安全規制がきちっと遂行できるということが、我々にとっては重要な任務であるというふうに考えております。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

タカダさん。

○記者 鹿児島県の南日本新聞社のタカダといいます。

関連で、川内の場合は再稼働後に今回審査を受けたということで、前の4基については再稼働と運転延長が混在するような形で進んできたということだったのですが、今回そういった点でいうとスムーズに進んできたのかなという印象があるのですが、その辺りの審査の進捗というか、進み具合というか、そういったものについてちょっと教えてください、所感を。

○山中委員長 これまで運転延長認可制度、これについての審査の経験はかなり積んできたかと思えますし、その劣化モードについての技術的な考え方がありますとか、あるいは評価の仕方、これについてはこれまでの経験が今回の審査には十分生かすことができたかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても慎重に今回も審査をさせていただいて、今回、委員会で議論をさせていただいた上で許可(※1)の判断をしたというところでございます。

○記者 一点だけ。先週の会見でしたですかね、地元のほうで、是非を問う、条例制定について質問があって、いろいろと御意見があるのは承知されているとおっしゃっておられました。そういった原発に関する議論がなかなか盛り上がらない中で、そういった条

例の動きであるとかそういった議論がされていくということに対する期待とか、そういったのをちょっと教えてください。

- 山中委員長 これは先ほどの御質問あるいはコメントのお答えにも被るところでございますけれども、やはり地元との対話、規制当局としても地元との対話というのは必要であるというふうに思っておりますし、重要であるというふうに考えております。

九州電力の中でいいますと、玄海原子力発電所には、2回、佐賀県との対話をさせていただいておりますし、川内原子力発電所では、1回。いずれの対話の場にも私出席をさせていただいておりますので、そういう対話の場は広げていきたいというふうに思っておりますし、対話の重要性というのは十分認識をしております。

- 記者 ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

では、ハットリさん。

- 記者 読売新聞社のハットリです。よろしくお願いします。

今日最後のほうで報告があった、福島第一原発の作業員の身体汚染なのですが、今日の委員会では、委員の中には作業管理の失敗というような厳しめのコメントもあったのですが、東京電力の作業の管理に関して委員長はどのように見えていますでしょうか。

- 山中委員長 ALPS処理施設の配管の洗浄、これに際して作業員の身体汚染が生じたということについては、私自身東京電力の実施計画違反であるというふうに認識しております。

これからの報告は待たないといけないところかと思っておりますけれども、委員からもコメント出ましたように、やはり協力会社の作業員、あるいは下請会社の作業員の作業中に生じたことであっても、東京電力自身の実施計画をきっちり守るといふこの運転管理の在り様というのが、不十分だったのではないかとというふうに私自身は考えています。

- 記者 東京電力の発表内容もちょうと訂正が入ったりして、浴びた水の量が変わったりとかしているのですが、そういった情報公開の姿勢についてはどのようにお考えでしょうか。

- 山中委員長 情報の把握の難しさというのは確かにあるかと思っておりますし、情報公開の迅速さ、あるいは正確さということについては、問題があったところもあるかと思っておりますけれども、この点については、今後も透明性高く情報発信をしていただきたい。

我々規制当局としては保安検査の中で、事故原因等の究明、あるいはこれから同じようなことが起こらないような検査の体制を組んでいきたいというふうに思っております。

- 記者 あと最後なのですが、これからまたもっと事案について詳しく把握する必要

があると思うのですけれども、最初はやっぱり線量がどれぐらいかというところが、大事な重要になるのでしょうか。

○山中委員長 やはり作業員の健康の問題というのは非常に重要でございますので、実効線量の評価というのは、重要なポイントの一つかなというふうに思っております。

○記者 現時点で線量以外でこういったような情報を必ず出してほしいというような項目ありますでしょうか、

○山中委員長 やはり運転管理の在り様というのを細かい情報というのは、検査の中できちっと見ていくつもりにはしておりますので、現場での東京電力と検査官との対話というのを密にさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。よろしくお願いします。

今の点なのですけれども、山中委員長としては実施計画違反であると考えているとおっしゃったと思うのですけれども、この作業員は1万cpmの測定の針が振り切れる被ばくをされたということなのですが、この実施計画を読みますと、その増設ALPS（多核種除去設備）の前処理設備のところには、「炭酸塩沈殿処理による生成物はクロスフローフィルタまたは沈殿槽により濃縮し、高性能容器に排出する。」としか書かれていないのです。

山中委員長がおっしゃった違反であるというのは、この炭酸塩にその有毒物質である硝酸を混ぜるアナログな洗浄について何も記載されていないということが違反と考えていらっしゃるのか、労働環境のことなのか、どちらでしょうか。

○山中委員長 こういうような溶液系を扱う施設では、必ずタイベックスの上に、水溶液を浴びたときの防護性のあるアノラックを着るとというのが定められているようでございます。ということで、5名のいわゆる作業員が全員アノラックを装着していなかったということが違反ではないかという、実施計画違反ではないかという私の個人的な認識でございます。

これから、きちっと検査の中でその辺りは確かめていきたいというふうに思っております。

○記者 なるほど。引き続きその件なのですけれども、硝酸を注入する施設も仮設で、洗浄廃液を扱うホースも仮設、受け入れるタンクも仮設ということで、年1回3系統で3回、このような作業を行うようなのですけれども、こういった危険を伴う作業、これはこのフェイルセーフの設計が必要ではないかと考えます。それが仮設のまま、年3回行われているということについて、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 これは常設で洗浄するような設備を造ったほうがいいのか、あるいは仮設

で対応したほうがいいのかというのは、これは本当に安全上、どちらが好ましいのかというところは判断をしないといけないところかと思えます。この辺りも含めて、監視検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）の中でも議論をしていきたいというふうに思っています。

- 記者 実はその当初5人の方を、A、B、C、D、Eさんと言われて、CさんがAさんにかっぱを着せなかったことが原因であるということ、それからホースの固縛位置がタンクから遠過ぎたということが原因だとされていまして、なので、かっぱを着せること、そして固縛位置をもっと近づけるという計画を立てて、それを確認するということが対策だというふうに、今、現在は東電は原因と対策について発表しています。

しかし今委員長おっしゃったように、こういったアナログな洗浄作業が仮施設で行われているということも一つの原因ではないでしょうか。

- 山中委員長 様々な要因があるということは私も認識をしておりますし、どういう設備がこういう作業で、妥当なのかどうかということについては今後も検討していきたいというふうに思います。

- 記者 もう一つ関連なのですけれども、先ほどどなたかも質問されてたように、当初は元請からの一次請けとしていたのが、事故から5日もたった後で、実は三次受け、3社でしたと訂正がありました。

このような指示系統が労働安全の労働法令に違反するということを指摘されると、作業員Cが作業員Aに一時的に交代した際、作業員Aがアノラックを着用せずに作業したという表現を訂正しますと、これも訂正されました。

今日の資料を見ますと、また別の表現に変わってまして、作業員Cが作業員Aと一時的に交代した際、作業員Aがアノラックを着用せずに作業した後、Aさんの責任であるということになっていますが、Aさんが主語になってはいますが、もともとそのCさんとAさんには指示系統関係はなかったもので、それが正されましたけれども、こうした労働法令に違反があるかどうか、こういったことを監視検討会のほうで検討はされますでしょうか。

- 山中委員長 もちろん、いわゆる保安検査の中で運転管理というのは非常に重要なポイントですので、御指摘のような点、きちっと保安検査の中で確認をした上で議論は監視検討会の中でしていきたいというふうに思っています。

- 記者 一旦終わります。

- 司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ウエムラさん。

- 記者 共同通信社のウエムラです。

私も川内原発の関係で伺います。先ほども少し質問が出たと思うのですけれども、40年超に関してはもう5、6基目ということで、かなりノウハウとしても集まってきている

ところだと思うのですが、一方で新增設だとかリプレースという議論は全く聞こえて、大間原発など建設中の原発もありますけれどもという、その新增設、リプレースに関しては事故十数年たった今でも、話としては進んでいない。この状況について何かお考えはありますでしょうか、

○山中委員長 そのリプレースとか増設等について、私どもの規制当局から何かコメントを申し上げる立場にはございません。CNOの会議（主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会）等、何度か行っておりますし、年には。その中で、もしそういう御提案があれば、それに対応して規制についての検討を進めることになろうかと思えます。特にそれが進んでいない、進んでいるということについて、コメントを規制当局として、する立場にはないというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あと、これまで何回もお伺いしているのですが、法改正に関してやっぱりまだ石渡委員のほうからは、依然ずっと反対の立場を表明されていて、改めて法改正後も安全な規制を続けられるかどうかというところについてお話いただけますか。

○山中委員長 これはもう当初から高経年化した原子炉の安全規制についての考え方については、ずっとお話をさせていただいているところでございますけれども、運転期間がどうなるふうになっても基準を満たしているかどうかをきちっと我々は審査の中で見ていくと、基準を満たしていれば運転をすることを許可(※1)するけれども、満たしていなければ許可(※1)をしないという、これはもう大原則でございます。

石渡委員の法に対するお考え、御反対になったということは、御指摘のとおりかと思えますけれども、技術的な議論については御参加いただいて、技術的な内容については異論がないということは委員会の中でも確認をさせていただいておりますので、特に石渡委員が法案に対する反対に対しての、その整合性の観点から、関連の議案について反対をされるということは今後もあるかと思えますけれども、技術的なことに対しては異論はないということは御本人もおっしゃっておりますので、その点については我々特に問題ないと思っております。

○記者 それでも、やっぱりその委員5人の意見が一致していないということは、個人的にはすごく違和感があるのですが、改めてこれからも反対の意思を続けられる可能性があるといい、今おっしゃいましたけれども、改めてその委員5人の意見の整合性を取るといいますか、もう一度考えるみたいなことはできないのでしょうか。

○山中委員長 これは、やはり委員それぞれが独立した立場で御意見を言われることというのを委員会での在り様の問題でございますので、法案に対して御反対になったということとの整合性で、関連の議案については反対の立場を貫くのだという委員のお考えでございますので、その点については何か説得して賛成をしてくださいというようなそういうことをするつもりはございません。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ワタナベさん。

○記者 東京新聞のワタナベと申します。

原発の運転延長の認可についてお伺いしたいのですけれども、今日の川内原発で5基目と6基目ということなのですが、これまで申請があったものについては全て認可がされてきている状況となっています。例外中の例外とされてきたはずではあるのですが、この全て認可をしてきた状況について、委員長はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 これはもうあくまでも基準に合致していれば運転を許可(※1)する、あるいは合致しなければ許可(※1)しないという、これが委員会の考え方でございますので、この点についてはその考えに基づいて認可の決定をした、今日も議論させていただいて、決定をさせていただいた、そういうことでございます。

○記者 結果的に40年を超える原発の運転を後押ししているようにも捉えられると思うのですがそういう意見に対してはどのように答えられますか。

○山中委員長 これは先ほどから何度かお答えをさせていただいておりますけれども、この法案の改正のときの議論でも何度かお答えをさせていただきましたけれども、我々としては運転期間がどのような期間になっても基準を満たしていれば、運転を認可するし、基準を満たしていなければ運転を認可しないという、その点についてはこれまでどおり慎重に審査をしていくという態度に変わりはありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タナカさん。

○記者 日経新聞のタナカです。

議題1の関連で、再来年6月のその新法の施行というのもあって、そもそも国内の原子力発電所はもう運転開始から30年を超えている原発がかなり多い状況ですけれども、今後ですね、その審査の申請もその新法に合わせて増えてくると思いますし、そもそもそのリソースだとか審査の効率化、今後どういうふうにそこら辺をたくさん増えたときに対処していくかとお考えあればお願いします。

○山中委員長 御指摘のように、令和7年6月に新しい法律が施行されます。それまでの期間の間に現行法に基づいた規制も行う必要がございますし、準備行為も行う必要がございますので、リソース配分の問題というのは十分に考慮してこれから進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、一旦現行法令で認可をした原子力発電所、運転延長の認可をした原子力発電所、あるいは高経年化技術評価をした原子力発電所については、その準備行為については技術的な論点というのはございませんので、それほど大きな負荷になるというふうには考

えておりません。

○記者 リソース配分の問題を考慮したいということを今御発言ありましたけれども、何か委員長の中で、今の段階でのお考えみたいなものがありますでしょうか。

○山中委員長 まだ申請がまだ出てきていない段階でございますし、どういう順番でどの程度の発電所が申請をなされるのかという情報もまだ手元にはございませんので、今後その具体的な情報が手に入りましたら、当面のリソース配分等について検討を進めていきたいというふうに思います。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

福島第一原発の作業員の方の身体汚染の話なのですが、先ほどお話がありました実施計画違反であるというふうに認識されてるって話ですけども、東京電力の会見の話ですと、役割が5人の方それぞれ違って、監視役であるならば、それは受注されている企業の方々の現場判断というのもあり得るという、そういった留保が一部あったのですが、委員長の御認識としては、役割が監視役であろうと実作業に当たる人間であろうと、あの場にいる作業員の方であれば、アノラック、いわゆる雨がっぱを着るべきだったという認識ですか。

○山中委員長 そういう認識です。東京電力がやはり運転管理をきちっとすべき、その辺りは東京電力は現場にはもちろんいなかったにしても、きちっとその辺りは教育訓練もしないといけませんし、運転管理をする責任は東京電力にあるというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

先ほどの話のところで確認で恐縮なのですが、実施計画の中で定められている服装といいますか、今回だとアノラックを着るといふところの定めというのは、委員長の今の御理解でちょっと教えていただくと、どういうふうな記載があって、それに違反されたという。

○山中委員長 これは現場の検査担当している職員からの情報でございますけれども、そういう水溶液を扱うような施設ではタイベックスの上にアノラックを着るといふ、そういうルールになっているという、そういう報告を受けておりますので、そういう実施計画に基づけば、やはり全員そういう作業に当たるわけですから、そういう服装をするべきだったというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

あと、先ほどの質問の中でも出ていた、労働法令関係の違反についても今後確認をされるのかという話で、もちろんとおっしゃっていただのですが、それは私も不勉強で恐縮ですけど、労働安全衛生法であるとか、そういった法律の話も公開の会合で議論さ



れるんでしょうか。

○山中委員長 我々はやはり発電所の中での、いわゆる東京電力福島第一原子力発電所の中での安全に関する監視検討をするという場でのあの議論でございますので、炉規法の話とは別に、我々は議論を進める必要があるかというふうに思っています。

○記者 具体的にどういう法令に沿って見ていくとかというのは、今お話できますか。

○山中委員長 恐らく炉規法の範疇にはない、我々が扱うべきその原子炉等規制法の中で1F（福島第一原子力発電所）に適用をしなければならない、そういう法律の中できちっと議論をしていくことになろうかというふうに思っています。

○記者 それは今回だと三次請けの作業員さんだったわけですけども、そういった契約と、あと現場での作業形態の不一致とか、そういった部分を見ていくということなのでしょう。

○山中委員長 当然、保安検査の中で今回の案件で言いますと、運転管理ですとかプロジェクト管理に係るところをきちっと見ていくということになろうかと思えますし、現場でもそういうところは注意して監視をしていくことになろうかというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あと委員長の御自身の今の認識では、実施計画違反に当たるのであろうという話ありましたけども、実際に違反であるか否かというのは、これは第3四半期の間でのことでしたので、それがいずれ定例会の場で恐らく年明け頃に上がってきて、そこでどういう判断になるかってそれを委員会で議論して決定になるということですか。

○山中委員長 恐らくそれまでに1F監視検討会の中で報告があるというふうに今日話が出ておりましたので、そういう場でも議論をすることになろうかと思えますし、実際に作業員の方の実効線量の評価等についても、その場でまずは報告があって、最終的にはそういう検査の四半期報告の中で委員会には上がってくることになろうかというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

ちょっと話を広げるとですね、今、柏崎刈羽の追加検査の関係の議論で出てきた適格性の再確認の一つにはですね、福島第一の廃炉をやり遂げるという項目もありまして、こういった身体汚染のような事案が出て、なおかつ実施計画違反だという話になると、適格性の再確認の1項目、1項目といいますか、福島第一の廃炉という面では適格性大丈夫なのかという考えを持つんですが、その点への広がりというのは今どう考えていますか。

○山中委員長 今回の事案というのは、注目すべき事案であるというふうに思っておりますけれども、廃炉全体に対するその影響が著しくあるかということを考えますと、全体の管理をきちっとしていただければ、廃炉全体に対する影響というのは、そんなに大きなものではないかというふうには思っています。

したがいまして、今回の事案、注目すべき事案ではありますし、改善すべき点は多々ありますけれども、全体の廃炉は着実に進めていただきたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

そうすると、実施計画の違反か否かの議論とは別個で、また適格性の再確認の確認というのは、それぞれ別で進められるということでしょうか。

○山中委員長 私は東京電力の柏崎刈羽の関連でいう適格性について、本件が何か影響するとは考えていません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タケモトさん。

○記者 TBSテレビのタケモトと申します。

引き続き福島で恐縮なのですが、先ほど委員長の発言にもあったとおり、今回、東電の社員がこの現場に立ち会っていなかったということで、この件についてどのように考えているかということについてお伺いできますでしょうか。

○山中委員長 全ての作業について東京電力の社員が立ち会わなければならないとは考えておりませんが、やはり様々な作業が1Fのサイトでは行われますので、教育訓練等をきちっとしていただく責任は東京電力にもあるかと思えますし、当然その作業の前の様々なミーティングには東京電力の社員が参加して注意事項等確認するという、そういうことはしていただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、こちらの件に関して作業員の被ばく線量がまだ明らかになっていないということで、今後例えば、今日の委員会の中ではなかなか難しいという話も上がりましたが、これについて期待することなどあれば。

○山中委員長 これ、御専門の伴委員にも確認を今日させていただきましたけれども、なかなか現場での除染までの被ばく量の評価、あるいは硝酸溶液を使っておりますので、身体に滞留した放射性物質の除去の具合、これを経過を見ながら最終的に実効線量の評価、あるいは局所的なその線量評価をしていくことになろうかというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

最後に、総括として、今回の東電の対応、不十分だったという御発言もありましたけど、まとめてどういった点が不十分だったかということについて、もう一度お話を伺えますでしょうか。

○山中委員長 やはり、全体のこの作業の中での運転管理、この点については東京電力に手落ちがあったのではないかなというふうに思っております。あくまでも個人的な見解ですが、実施計画に違反があったのではないかという見解を持っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしくお願いします。

私も1Fの作業員の身体汚染のことについてお伺いしたいんですけども、いろいろ本日の定例会合でも規制庁のほうにも指示を出されていましたが、東電側に望む対応としてはどのような対応を望まれますか。

○山中委員長 当然、ALPS施設での作業というのは必要になってまいりますし、このような、いわゆる配管の洗浄作業というのはいろんなところで同様の作業がされると思いますので、きちっとやはり運転管理をしていただく、実施計画に沿った管理をしていただくということがもう基本だと思います。それぞれの福島のサイトではいくつかのプロジェクト動いていると思いますけれども、プロジェクト管理についても東京電力には責任を持って遂行していただきたいというふうに思っています。

○記者 今回、ALPS関連の配管の作業でしたけれども、今のお言葉を聞くと、何かほかの、ALPS関連以外に限らず、その作業の管理の仕方がきちっとしているかということも検査で見ていくということなののでしょうか。

○山中委員長 当然これ2週間ほど前に、現場に私行っております。検査官との意見交換の中で、検査官はやはりプロジェクトの管理ということをきちっと見ていきたいという意見を持っておられる方が多かったので、この点については私も同様な意見でございます。ほかのプロジェクトがどういうところが不具合があるかというのは、現時点ではまだ報告は上がってきておりませんが、そういうところは注視していきたいなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

それでは、2回目のマサノさんで終わりにしたいと思います。よろしいですか。

では、マサノさんの後、ワカマツさんでいきたいと思えます。

マサノさんをお願いします。

○記者 すみません、議題1の川内原発の件で確認したいのですが、標準応答スペクトルのバックフィットがまだできていないということではよろしいかと思うのですが、この標準応答スペクトルを審査するための技術基準がまだできていないということで間違いはないのでしょうか。

○山中委員長 標準応答スペクトルについて、設工認の認可が終わっていないということで技術基準が決まっていないということではございます。

○記者 なるほど。

そうすると、その後に、というか、現在は一つ前の技術基準で設置変更許可をしたと

ということですね。そうすると、技術基準をつくるのは規制委員会の役割ということで理解してよろしいでしょうか。

○山中委員長 設工認を申請を事業者がされて、それを審査をして、認可になった場合、新たな技術基準が決まるということをごさいますて、運転延長については、その現時点である技術基準に基づいて、許可(※1)の判断をするという、そういう流れになっています。

○記者 いずれにしても、まだバックフィットがないものを認可してしまったということについて、住民は不安を訴える場合、どのようなことを説明されますか。

○山中委員長 新しいバックフィットが生じた場合、今回のケースですと、標準応答スペクトルを考慮した設工認の申請が認可された時点で決まった技術基準に基づいて、それまでの認可を、また変更申請を提出していただいて、また審査をするという、そういう手続になろうかと思えます。

○記者 一般の方は多分理解できないんじゃないかと思うんですが、次の質問ですみません。

今日の議題2でATENA（原子力エネルギー協議会）が出てくる件なのですが、今回は1相開放故障事象を検知する対応について、ATENAが事業者の取組の進捗を見ていくから、規制はしない。そういうことでしょうか、簡単に言うと。

○山中委員長 1相開放故障について、これまでかなり長い間議論をさせていただいております。試験的に高浜原子力発電所で検知システムの作動状況について試験をして、誤作動がほぼないということで、こういう装置を入れるということで特段問題はないという結果を報告受けております。ただ、今日、議論の中でもございましたし、私、質問させていただきましても、日本の原子力発電所の実情を考えると、この1相開放故障というのがそれほどリスクの高い事象ではないので、事業者の自主的な取組で対応してもらおう事柄としてはどうかということで、委員会としては了解を得られたというふうに思っております。御指摘のとおり、ATENAに管理をしてもらうという方向で進めることになろうかというふうに思っています。

○記者 以前、杉山委員がATENAが規制を肩代わりするという表現を使っていたけれども、これでこういうものはこの最近2件目となると思うのですが、今後それがやはり増えていく、ATENAに肩代わりしてもらうことは増えていくとお考えでしょうか。それはまずいと思うのですが。

○山中委員長 私はATENAに肩代わり、規制の肩代わりをしていただくつもりはございません。リスクの低い事象なので、事業者の責任において対策を進めていただければいい、そういう委員会としての結論だというふうに思っています。杉山委員の御発言はそういう言葉が使われたかもしれませんが、委員会としてATENAに規制当局の肩代わりをしてもらうつもりはございません。

○記者 すみません、最後です。

ALPS処理の関係なのですけれども、処理水を安全ですと言って基準以下ですと言って海洋放出をしている衆人環視の真っ最中に、実はそのALPSの中が危険だった。そのような場所で、作業員が被ばくしてしまったということについてどうお考えかというのを、すみません、改めてお考えをお願いします。

○山中委員長 あのような施設でございますので、そういうトラブルというのはいろんな形で起きてくるというふうには可能性としてはあるというふうに思っています。そういうトラブルをできる限り少なくしていくということが東京電力には求められますし、我々としては監視・指導していく必要があるかというふうに思っております。ALPS処理水の海洋放出そのものに対して、今回の事案がものすごく大きな影響があるというふうには私自身は思っておりません。

○記者 最後と言いながらこれが最後なのですが、やはり柏崎刈羽との関係を考えるときに、汚染水に絡んで被ばくをさせてしまったのはこれで2回目で、同じかっぱ着ていなかったという同じ事案なのですね、2回目なのですね。これは2回あることは3回あるといますか、また起きるんじゃないかと思うのですけれども、やはり柏崎刈羽を運転する資格がないと言われてもしょうがないと思うのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 今回の事案もそうですけれども、東京電力福島第一原子力発電所で起きる様々な事案が直接東京電力柏崎刈羽原子力発電所の適格性の判断に直接影響を及ぼす問題では今回の件についてはないというふうに私自身は考えています。

○司会 それでは、ワカマツさんお願いします。

○記者 度々すみません。鹿児島テレビのワカマツと申します。よろしくお願いします。

ちょっと先ほど聞き忘れたんですが、川内原発の運転延長に関してですね、鹿児島県のほうから要請書が出されていると思うんですが、この回答というのを、いつまでに回答されるのかとかいう、スケジュールが分かれば教えてほしいんですが。

○山中委員長 この辺についてはちょっと事務方から答えていただければというふうに思います。

○吉野総務課長 事務方のほうでちょっと要請文について確認してお答えしたいと思えます。

○記者 いつまでにどういうスケジュールで回答するというのは決まってないでしょうか。

○吉野総務課長 そうですね。特段、今、決まっている様子はありませんので、進捗など確認して御連絡をさせていただきます。

○記者 認可が影響を与えるような内容なのでしょうか。要するに、認可するまでの関係しているのでしょうか、その回答内容が。

○吉野総務課長 いや、そういうことではなくて、今の庁内で回答の検討していると思いますので、その状況を確認したいと思います。

○記者 いつまでにというのは分からないということですね、つまり。分かりました。あ

ありがとうございます。

○司会 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—

※1 運転期間延長認可申請に対する処分のため、正しくは「認可」です。